

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、その翌日
が休日である)
当日発行

目次

◇ 告 示 大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われること
がある旨の告示(経営流通課)

生産事業者の登録の失効(森林保全課)

漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての

適否の決定(水産課)

◇ 告 告 第二種大規模小売店舗の出店調整処理状況(経営流通課)

猟銃等の取扱いに関する講習会の実施(生活保安課)

告 示

鳥取県告示第百十一号

次に届出に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和四十八年法律第百九号)第三条第二項の規定により告示する。

平成九年二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百十二号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十四条第一項の規定に基づき、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

平成九年二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

株式会社マルイ 有限会社ラサカ大正堂	株式会社マルイ マレイ湖山店	鳥取市湖山町東一丁目二三三ほか
届出者の名称	届出に係る建物の名称	届出に係る建物の所在地

203	登録番号	生産事業者の の氏名	住所	生産事業者の 内容	事業所の 名称	事業所の 所在地
小林 智明		岩美郡国府町大 字宮ノ下四六〇 一七	穂の採種並びに 幼苗及び幼苗以 外の苗木の育成	小林智明 苗畑	岩美郡国府町 大字大石	

鳥取県告示第百十三号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条の二第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定に基づき発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第百八条の二第二項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により告示する。

平成九年二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

加 入 区	海 養 の 区 分
浜 村 加 入 区	海 養 の 区 分 法 第 百 四 十 三 条 第 一 項 に 規 定 さ れ る 海 養

公 告

平成8年度第3四半期(10月～12月)内の第2種大規模小売店舗の新設及び種別変更に係る出店調整しより状況を次のとおり公表する。

平成9年2月14日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 平成8年度第3四半期内に店舗調整の処理手続きが終了した案件の出店調整の処理期間別件数

処理期間	3月以内のもの	3月を超え6月以内のもの	6月を超え9月以内のもの	9月を超え12月以内のもの	合計
件 数	0	0	2	0	2

備考

この表において「処理期間」とは、次に掲げる各期間を合計した期間をいう。

- 1 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和48年法律第109号。以下「法」という。)第3条第1項又は第3条の2第1項の規定による届出(以下「法3条等届出」という。)がされた日から地元説明終了の日まで
- 2 法第5条第1項又は第6条第2項の規定による届出(以下「法5条等届出」という。)がされた日から法第7条第1項の規定による勧告を行った日(勧告を行わない場合は、同項の期間が満了する日)まで

2 平成8年12月31日現在の店舗調整の処理状況別件数

処理状況	法3条等届出以後地元説明終了以前のもの	地元説明終了後法5条等届出前のもの	法5条等届出以後鳥取県大規模小売店舗審議会の意見聴取終了以前のもの	意見集約中のもの	鳥取県大規模小売店舗審議会で審議中のもの	合計
件 数	4	0	3	1	1	9

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成9年2月14日

鳥取県公安委員会委員長 牧 野 晋

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

区分 種別	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習	平成9年3月11日 午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉、八橋の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習科目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習科目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 2,400円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑